

令和5年12月
国 税 庁

「国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達の制定について」の一部改正について
（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）により、国税通則法（昭和37年法律第66号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を図るものである。